

監 査 第 59 号  
令和 8 年 9 月 25 日

請求人 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン  
委員長 鍋矢 善史 様

|         |         |
|---------|---------|
| 三重県監査委員 | 村 上 亘   |
| 三重県監査委員 | 倉 本 崇 弘 |
| 三重県監査委員 | 中 瀬 信 之 |
| 三重県監査委員 | 伊 賀 恵   |

### 住民監査請求について

令和 8 年 8 月 7 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

### 記

#### 第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

#### 第 2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

##### 1 請求理由

- (1) 三重県立特別支援学校北勢きらら学園（以下「当該校」という。）に勤務する A 教諭（以下「当該教諭」という。）は令和 7 年 12 月 1 日に県総合教育センターで開催された「令和 7 年度外国語教育の充実を図るための研修会」（以下「当該研修」という。）に出席しており、当該研修出席のために旅行命令が出されていた。また、当該研修は同日 16 時 10 分に終了するものとされていた。
- (2) 当該教諭は、当該研修終了後の 16 時台に私用を済ませるために 16 時から 17 時までの 1 時間について年次有給休暇の取得を希望したため、その場合、帰路の旅費を請求しないようにしたら良いのか、当該校教頭に尋ねた。

当該校教頭が県教育委員会事務局教職員課に確認をとり、年次有給休暇を 16 時から 17 時まで取得したとしても、帰路の旅費を請求して問題ないとのことだったため、当該教諭はそのように年次有給休暇取得と旅費精算手続きをとった。

- (3) しかし、当該校における勤務時間は 8 時 30 分から 17 時までであり、16 時 10 分に当該研修が終了する一方で、当該教諭が 16 時から 17 時までの間に年次有給休暇を取得するのであれば、当該教諭が旅行命令に基づいて帰路を移動する時間帯は勤務を要しない時間帯ということになる。
- (4) 旅行命令はその全行程が公務であることを前提とするものである。したがって、旅行を命じるのであれば、旅行開始時刻から終了時刻までのすべての時間に勤務時間が割り振られている必要がある。本件においては、旅行開始時刻から旅行終了時刻までの間に一部でも勤務時間の割り振られていない時間帯（公務外の時間）があることは明白であり、旅費の支給には積算の根拠がない。
- (5) 当該教諭は 12 月 1 日の旅行に関して、旅費 1,702 円を受給している。したがって、県教育委員会教育長は 1,702 円を当該教諭に返還請求するなど、必要な措置を講ずるべきである。

### 第 3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

上記請求の要旨から、本件請求にかかる監査対象事項は、「令和 7 年 12 月 1 日に当該教諭が行った出張にかかる旅費の支出」と解した。

#### 2 監査対象部局

三重県教育委員会

#### 3 監査対象部局に対する調査

令和 8 年 8 月 31 日に当該校、同年 9 月 1 日に教職員課及び福利・給与課の調査を実施した。

#### 4 請求人の陳述

請求人が陳述を希望しなかったため、陳述の聴取は行わなかった。

なお、請求人から意見陳述書が提出され、令和 8 年 8 月 31 日に受け付け

た。

## 第4 監査の結果

### 1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果等から、次の事実が認められる。

#### (1) 研修について

令和7年12月1日に、県総合教育センターにおいて当該研修が開催され、当該教諭が出席した。

当該研修は、12時45分から受付を行った後、13時に開会行事、16時に閉会行事を行うものであった。

#### (2) 当該教諭に対する旅行命令

令和7年10月6日、当該校の校長は、当該教諭に対して、当該研修に出席するため、出発地を当該校、帰着地を自宅とする旅行命令を発令した。

#### (3) 当該教諭に係る旅費の支払い

当該教諭は、令和7年12月1日の旅行に関し、行程にかかる自家用車の車賃（移動距離74.0km）として1,702円を請求し、同年12月16日に同額が支払われた。

#### (4) 当該教諭に係る年次有給休暇

当該教諭は、令和7年12月1日の午前8時から11時まで（3時間）、及び16時から17時まで（1時間）の年次有給休暇を申請し、当該校の校長により承認された。

### 2 判断

- (1) 旅費は、職員が公務のために旅行することに伴い生じる費用を補償する実費弁償的な給付であり、その支給については、地方自治法第204条において、普通地方公共団体は常勤の職員に対し旅費を支給しなければならない旨が規定されるとともに、その額並びに支給方法は条例で定めなければならないこととされている。

これを受け、三重県においては、「職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）」（以下「旅費条例」という。）及び「職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和37年三重県規則第3号）」（以下「旅費規則」という。）を定めており、県立学校教職員については、旅費条例及び旅費規

則に基づき旅費が支給される。

旅費条例においては、「職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する」（第3条第1項）とし、旅費請求権の発生事由として「出張」を規定している。また、旅費に係る手続きとして、同項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならないこと（第4条）、旅費の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、支出命令権者に提出しなければならないこと（第7条）を定めている。

したがって、旅行命令権者の発する旅行命令に従って旅行を行い、当該旅行の旅費に関し所定の手続きによる請求を行った職員に対しては、旅費条例に基づき旅費を支給すべきものと解される。

- (2) 当該教諭は、前記認定のとおり、当該校の校長からの旅行命令を受け、その命令に従って旅行を行い、所定の請求書により旅費条例等に基づき算定した金額の旅費を請求している。したがって、その請求により、当該教諭に対して当該請求額の旅費を支給したことは、違法又は不当な行為であったとは認められない。
- (3) 一方、請求人は、旅行を命じるのであれば、旅行開始時刻から旅行終了時刻までのすべての時間が勤務時間である必要があるとして、当該教諭が16時から17時まで年次有給休暇を取得しており、旅行開始時刻から旅行終了時刻までの間に一部でも勤務時間の割り振られていない時間帯があることが明白であることから、本件旅費の支出は不適切であると主張している。
- (4) しかし、上述のとおり、旅費は旅費条例に基づき支給される実費弁償的な給付であり、旅行命令に従って旅行した事実に基づき支給されるものである。本件においては、当該教諭は、旅行命令権者の発する旅行命令に従って旅行を行っており、旅費を支給したことが違法又は不当な行為であったとは認められない。よって、請求人の主張は採用できない。
- (5) 以上のとおりであり、本件請求は理由がないから、上記第1のとおり決定する。